

事業群評価調書(令和5年度実施)

基本戦略名	1-1 若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る	事業群主管所属・課(室)長名	福祉保健部 国保・健康増進課	川内野 寿美子
施策名	8 いつまでも健康で生涯を通じて学び、活躍できる社会の実現	事業群関係課(室)	福祉保健課	
事業群名	② 健康長寿対策の推進	令和4年度事業費(千円)	※下記「2. 令和4年度取組実績」の事業費(R4実績)の合計額	655,004

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文)				(取組項目)						
<p>県民の健康寿命を延伸し、いつまでも元気に活躍できる社会を実現するためには、県民一人一人の健康づくりの取組が欠かせないことから、働き盛り世代を中心に自然と健康になれる、健康づくりに取り組みやすい環境を整備します。</p>				<p>i) 県民運動の展開による県民が健康づくりに取り組みやすい環境づくり ii) 働き盛り世代の健康づくりを促進するための事業所における健康経営の推進 iii) メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健診の受診者を増やす取組 iv) 健康的な生活習慣(食生活など)の確立及び個人の健康づくりを支える食環境等の改善 v) 成人の歯周病予防のための歯科保健指導の充実や子どものむし歯予防のためのフッ化物洗口などの促進</p>						
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)	
	健康状態の管理や生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合	目標値①	/	67.0%	68.5%	70.0%	71.5%	73.0%		73.0% (R7)
		実績値②	62.6% (H30)	64.0%	60.1%	/	/	/		進捗状況
		達成率②/①	95%	87%	/	/	/	遅れ		
									<p>健康状態の管理や生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合について、近年は横ばいで推移しているが、R4は新型コロナウイルス感染症の影響として、行動制限や外出自粛により、スポーツ等での外出の機会が減少したことから、生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合が減少した。令和7年度73.0%の目標達成に向けて、「長崎健康革命」の周知・啓発を引き続き行う必要があるとともに、健康づくりに無関心な方が多い30～50代の働き盛り世代に健康づくりに取り組んでいただけるよう「歩こーで！(ながさき健康づくりアプリ)」のダウンロード推進を中心に様々な取組をさらに実施していく必要がある。</p> <p>H25:60.7%→H26:57.1%→H27:61.5%→H28:62.3%→H29:66.2% →H30:62.6%→R1:63.5%→R2:62.8%→R3:64.0%→R4:60.1%</p>	

2. 令和4年度取組実績(令和5年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要 令和4年度事業の実施状況 (令和5年度新規・補正事業は事業内容)	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)				令和4年度事業の成果等
				R3実績	うち 一般財源	人件費 (参考)		主な指標	R3目標	R3実績	達成率	
				R4実績					R4目標	R4実績		
				R5計画	R5目標	R5実績						
事業実施の根拠法令等				事業実施の根拠法令等								
事業期間				法令による 事業実施の 義務付け	県の裁量 の余地が ない事業	他の評価 対象事業 (公共、研究等)	事業対象					
所管課(室)名												
取組項目 i ii	○	1	健康長寿日本一の長崎県づくり推進事業費	12,015	5,843	10,906	健康長寿日本一を目指して、県民自ら主体的に「食」・「運動」等の生活習慣改善や健診受診などの健康づくりに取り組むことのできる環境を充実させるため、健康長寿日本一長崎県民会議の開催(G7長崎県保健大臣会合100日前フォーラムと合同開催)や企業等の優良事例を幅広く知らせるための表彰制度「ながさきヘルシーアワード」の実施、野菜の摂取機会の増加を図るため、飲食店等でヘルシーメニューを食べて応募すると、抽選で県産品等が当たる「おいしく食べて健康づくりキャンペーン」等を実施した。	【活動指標】	500	541	108%	●事業の成果 ・県民一人ひとりが自ら健康づくりに取り組む環境整備が重要であることから、健康長寿日本一長崎県民会議の開催やながさきヘルシーアワードを実施するとともに、健康づくりの周知・啓発、サポートメンバーの登録推進、健康経営推進企業の増加等を図った。 ・その結果、サポートメンバーの登録数については、R4末で548事業所となり、概ね目標の水準に達成することができた。様々な施策に取り組んだものの、自分の健康状態の管理や生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合は結果として減少し、目標達成には至らなかった。 ※成果指標である「健康寿命(日常生活に制限のない期間)の延伸(年)」については、国が3年に1回調査をしており、R4の実績はR6.12月に公表予定。 ●事業群の目標達成への寄与 ・サポートメンバーの登録や健康経営推進企業の増加等により、自分の健康状態の管理や生活習慣の改善に取り組んでいる割合の一定水準の維持に寄与した。
				8,901	4,797	6,505		サポートメンバー登録数(団体)	550	548	99.6%	
								【活動指標】	15,000	498	3%	
								将来の生活習慣病発症リスクをシミュレーションできる健康サイト利用者(人)				
								【成果指標】	—	—	—	
								健康寿命(日常生活に制限のない期間)の延伸(年)	男性:73.21年 女性:76.32年	—	—	
								自分の健康状態の管理や生活習慣の改善に取り組んでいる割合(%)	67.0	64.0	95%	
								(R4終了)H30-R4	68.5	60.1	87%	
								国保・健康増進課	—	—	—	
								県民、市町、保険者、大学、企業・団体等				
取組項目 iii	○	3	国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金	391,400	195,700	1,246	市町が生活習慣病の予防、健康の保持、医療費の適正化を目指し行っている特定健康診査及び特定保健指導に要する費用を負担した。	【活動指標】	21	21	100%	●事業の成果 ・市町に対し、特定健診・特定保健指導の経費の3分の2を国県で負担することで、市町は特定健診等を着実に実施することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・市町の取組を通じて全死亡者数に占める三大疾患死亡割合の減少に向け、生活習慣病の早期発見に寄与した。
				386,536	193,268	1,224		特定健診・特定保健指導に取り組む市町数(市町)	21	21	100%	
				515,764	257,882	1,234			21			
								【成果指標】	—	—	—	
								H20-	—	—	—	
								国保・健康増進課	○	—	—	
			国民健康保険法第72条の5第2項									
			市町保険者									

取組項目 iii	○	4	長崎県国保ヘルスアップ支援事業	129,748	0	7,790	市町における人材不足や、データを活用した事業の企画・立案のノウハウ不足といった課題を解消し、市町が実施する保健事業への支援の充実・促進を図るため、予防・健康づくりに関する事業を効率的・効果的に実施した。 令和4年度においては、繁忙な働き盛り世代や無関心層を含め、より多くの県民が主体的に気軽に楽しく健康づくりに取組めるよう、ポイント付与によるインセンティブを設けた健康づくりアプリ事業など、14事業を実施した。	【活動指標】	250	176	70%	●事業の成果 ・若い世代からの生活習慣改善を目的に県民が主体的に健康づくりに取組むきっかけづくりなどに新たに取組むことができた。また、医療費分析結果による骨粗鬆症医療資源などの実態把握、骨粗鬆症検診受診者への運動指導、栄養士・保健師等の専門職が不足する市町への派遣、糖尿病重症化予防のためのかかりつけ医研修などにより、国保被保険者の健康の保持増進、疾病予防が図られた。 ・活動指標については、R3にポイントの見直し（医師会からの意見により資料研修参加者へはポイントを付与しない）を行ったことから受講人数が減ったため、R4目標は実績に合わせ250→200に見直した。 ・R5に成果指標を、同意取得率から保健指導実施率に変更した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・市町の健康課題等に対応した事業に取り組むことで、健康状態の管理や生活習慣改善の環境整備に寄与した。				
				146,903	0	7,653		かかりつけ医師等に対する研修受講人数(人)	200	174	87%					
				174,966	0	7,716		【成果指標】 -R4:糖尿病性腎臓病重症化予防市町プログラムの保健指導対象者のうち、同意取得率(%)	28	25	89%					
				国民健康保険法第75条の2				H24-	28	32	116%					
			国保・健康増進課	○	—	—	県民、市町保険者、医療・保健関係者	R5:糖尿病性腎臓病重症化予防市町プログラムの保健指導対象者のうち保健指導実施率(%)	28							
取組項目 iv	○	5	健康ながさき21推進事業(生活習慣病対策事業)	5,590	5,590	2,337	特定健康診査・特定保健指導の従事者等の健康指導者の育成・資質向上及びテレビ放送を通じて生活習慣病の予防や食生活・運動などによる健康づくりに関する情報の発信を行った。	【活動指標】	50	50	100%	●事業の成果 ・テレビ番組については、R4視聴率は前年度を下回ったものの、毎月の放送内容検討、見やすく聞きやすい番組構成などにより視聴率が安定しており、県の施策の周知啓発や新型コロナウイルスに関することをはじめ、健康・医療に関する情報を発信することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・テレビ番組で本県の取組や健康課題等について、周知・広報することで自分の健康状態の管理や生活習慣の改善に取り組んでいる割合の一定水準の維持に寄与。				
				5,590	5,590	2,296		テレビ番組放送回数(回)	50	50	100%					
				5,590	5,590	3,086		【成果指標】	10	9.7	97%					
				健康増進法 健康日本21、健康ながさき21				H13-R5	10.5	8.5	80%					
				国保・健康増進課				—	—	—	保険者、健診実施機関、県民		視聴率(%)	10		
								健康ながさき21推進事業(たばこ・飲酒・こころの健康づくり対策事業)	328	230	1,558		職場の健康づくり応援事業により、中小事業所等へ専門家を派遣し、健康教育を実施した。 喫煙や多量飲酒が健康に与える影響についての普及啓発・相談、禁煙支援医療機関などの情報提供を行った。たばこ対策としては、イベント内での啓発資料の配布を行い、来場者への周知を図った。また、企業ぐるみで禁煙にチャレンジする「卒煙チャレンジ事業」を実施したが、禁煙チャレンジに手を挙げる者は少なく、禁煙成功者は25%であった。 加えて、禁煙希望者がより禁煙外来にかかりやすい環境を整えるため、禁煙支援医療機関の実態把握調査(予約方法等)を行い、結果を県公式ウェブサイトに公開した。	【活動指標】	2	3
624	339	765	喫煙をテーマとした企業への講習回数(回)	2	7	350%										
1,443	1,115	772	【成果指標】	100	83.3	83%										
健康増進法 健康日本21、健康ながさき21			H13-R5	100	54.2	54%										
国保・健康増進課			—	—	—	未成年者・喫煙者・多量飲酒者・事業所健康管理者等	講習受講者のうち、禁煙をしようと思った人の割合(%)	100								
			健康ながさき21推進事業(栄養食生活・運動対策事業)	1,424	1,424	3,895	減塩・野菜の日の制定(毎月8日)と推進キャラクターを作成し、減塩・野菜摂取について啓発の機会を増やした。各種イベント会場や「ながさき健康づくりアプリ」等を通じた周知や目標設定シートの活用やケーブルテレビを利用した調理動画の放送による食生活改善運動等の支援(減塩副菜普及事業)、外食環境の整備(健康づくり応援の店推進事業)、給食施設への指導を通じた施設利用者の栄養改善、地域での適切な食生活・栄養に関する教育活動を行った。 また、「ながさき健康づくりアプリ」のリリースにより歩数増加のための環境整備を行った。	【活動指標】	8	6	75%	●事業の成果 ・啓発の目を月に1回としたこととキャラクターを活用したことは、定期的で統一感のある啓発につながり、キャラクター使用の要望を受けるなど認知度向上や意識醸成につながった。 ・食生活改善推進員による調理動画の制作により若い世代の活動の場が広がった。また県民個人ごとの目標設定によるチャレンジにつなげるなど、行動改善の機会にもつながった。				
2,024	2,024	3,827	給食従事者研修会を開催する保健所数(回)	8	8	100%										
3,145	3,145	4,630	【成果指標】	65	74.6	114%										
健康増進法 健康日本21、健康ながさき21			H13-R5	65	66.5	102%										
国保・健康増進課			—	—	—	給食施設管理者、食育関係者等		給食施設の管理状況の評価点数が7割以上の施設の割合(%)	65							

取組 項目 iv	8	健康ながさき21推進事業(計画推進・連携事業)	1,345	403	7,011	健康ながさき21推進会議構成団体内で県内の健康課題等を共有した。また、本県の健康増進計画である健康ながさき21(第2次)の最終評価及び今後の取組の方向性について協議・検討した。各保健所設置の協議会では、管内で地域と職域が連携した健康づくりの取組みを実施するための協議や活動を行った。	【活動指標】	10	11	110%	●事業の成果 ・県協議会では、健康ながさき21(第2次)の最終評価を行い、最終評価から見えた長崎県の現状と課題が整理できた。 ・全ての保健所で協議会を開催し、地域の健康課題について協議を行い、地域の健康課題を踏まえ、優先順位を付け、令和5年度事業内容を決定することができた。また、新型コロナウイルス感染症への対応により予定どおりの活動が実施できなかった保健所があり、成果指標の達成はできなかったものの、実施方法等を工夫し、6保健所で連携事業を実施することができた。
			1,651	1,019	6,888		【成果指標】	8	4	50%	
			1,438	719	6,944		関係者会議の開催(回)	10			
		健康増進法 健康日本21、健康ながさき21			【成果指標】		8	6	75%		
		H13-R5			関係者連携による活動の実績(回)		8				
	国保・健康増進課			—	—	—	県民、民間企業、行政機関等				
	9	健康増進事業	54,864	25,298	2,377	健康増進法の規定に基づき市町が実施する健康増進対策(健康教育・相談、訪問指導、歯周疾患健診等)に対して補助を行った。	【活動指標】	21	21	100%	●事業の成果 ・健康相談については21全市町で実施し、目標人数を上回る住民に対し健康相談を行った。 ・市町が地域の実情に応じた重点健康課題等を選定し家庭における健康管理等に資する助言を行い、生活習慣の改善を促すことにつながった。
			56,060	25,868	2,296		健康相談実施市町数(市町)	21	21	100%	
			54,200	26,740	3,086		【成果指標】	10,000	15,744	157%	
		健康増進法第19条の3			健康相談の受講者数(人)		10,000	17,770	177%		
		H20-			健康相談の受講者数(人)		10,000				
	国保・健康増進課			○	—	—	市町				
10	栄養管理事業(専門職研修)	584	584	3,116	市町栄養士を対象とした業務推進検討会や、各地域において食に携わる食生活改善推進員を対象とした研修によりそれぞれの資質の向上を図った。	【活動指標】	1	1	100%	●事業の成果 ・食生活改善推進員対象の研修会の事後アンケートから研修内容の活用度は96.1%であり、参加者のさらなる活動を促し、地域における食生活の改善を図ることができた。	
		608	608	3,061		食生活改善推進員リーダー研修会(回)	1	1	100%		
		650	650	3,858		【成果指標】	85	87.8	103%		
	健康増進法第18条第2項			食生活改善推進員リーダー研修会参加者の満足度(%)		85	93.5	110%			
	H13-					85					
国保・健康増進課			○	—	—	ボランティアなどの非営利団体等					
11	受動喫煙対策促進事業	6,389	3,195	390	健康増進法の一部を改正する法律により、県内各保健所、関係機関と協力し、受動喫煙防止対策の普及啓発、各種届出の受理や違反者等への指導等を行った。 世界禁煙デー・禁煙週間等にパネル展を実施、普及啓発品の作成、配布等を行った。 また、公共施設受動喫煙対策状況調査を行い、敷地内禁煙の実施など、県内の状況を把握した。	【活動指標】	1	1	100%	●事業の成果 ・世界禁煙デー・禁煙週間とG7長崎保健大臣会合100日前フォーラムにてパネル展を実施、周知啓発を行うことができた。 ・相談違反対応は、県内各保健所と協力して、速やかに対応した結果、勧告以上の措置は出なかった。	
		5,997	2,999	383		啓発イベントの実施(回)	1	2	200%		
		7,061	3,531	772		【成果指標】	0	0	100%		
	健康増進法第25条、32条、34条、36条、38条			勧告以上の措置件数(件)		0	0	100%			
	R元-					0					
国保・健康増進課			○	—	—	県民、施設管理者					
12	コホート研究事業	7,955	0	1,558	がんや循環器疾患等の生活習慣病に日本人の生活習慣、生活環境、遺伝子等がどのように影響するかを解明するため、国立がん研究センターが行う研究プロジェクトに、上五島保健所及び県南保健所が研究協力機関とし、管轄地域の住民のコホート調査を実施。各研究目的は異なり、上五島保健所実施分は予防医学実践のための要因研究であり、県南保健所実施分は、次世代へ向けた健康保持増進のための研究である。	【活動指標】	1	0	0%	●事業の成果 ・新型コロナウイルスワクチン接種のため、会場確保が困難であったが、感染予防に努めながら、講演会を実施した。関係者の本調査への理解を深め、調査協力率を上げるため、県民に加え医療・行政関係者も対象とした。 ・令和4年度は大規模調査実施年度ではないため、同意取得の調査員の雇用がなかったことや新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、研究用採血同意について、市事業の場を活用した説明会が開催できなかった。そのような中、保健所単独開催の説明会及び書面依頼も実施したが、達成は困難であった。	
		847	0	1,530		R3.4:住民への講演会(説明会)の開催回数(回)	1	1	100%		
		827	0	1,543		R5:住民や関係機関への講演会等の開催回数(回)	1				
	H26-			【成果指標】		4,000	3,993	99%			
				R3.4:同意を得た住民延べ数(人)		4,500	1,464	32%			
福祉保健課			—	○	—	上記研究目的の違いから、健康増進のための研究実施の県南保健所分を対象事業とする。調査対象者は、雲仙市及び南島原市在住の40～74歳の住民のうち、研究参加の同意が得られた者	R5:講演会等への参加者数(人)	40			

取組項目	○	13	健康長寿のための口腔機能維持増進事業	5,885	3,405	2,337	健康長寿日本一を目指して、口腔機能の維持増進を図ることを目的に、オーラルフレイル(噛む、飲み込む、話す等の口腔機能が衰えること)に関する関係者への研修や人材確保・関係機関との連携、乳幼児期の口腔機能発育や若い世代からのオーラルフレイル対策としての周知啓発、市町が実施する高齢者向けの口腔機能への指導にかかるモデル事業などを実施した。	【活動指標】	19	17	89%	●事業の成果 ・コロナ禍における効果的な研修や啓発などの取組を模索しながらの実施となり、何でもかめる人の割合の増加にはつながっていない。しかしながら、R4は乳幼児期(その保護者)向けのリーフレットや若い世代を対象としたオーラルフレイル対策動画による普及啓発、市町に対して通いの場での検査機器を使った新たな指導方法のモデル事例の提示、関係者への研修継続により、県民への口腔機能の維持増進を図る基盤づくりを推進した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・乳幼児期・若い世代にはリーフレットや動画による啓発、高齢者にはモデル事業を行うことで、幅広い年代の県民が自身の健康状態の管理や生活習慣の改善に取り組むきっかけづくりとなった。
				4,675	1,630	2,296		40歳以上を対象とした歯科健診の実施市町数(市町)	20	算定中	—	
				4,273	1,351	2,315		【成果指標】 R3.4:かみにくい人の割合の減少(H30KDB基準)(%)	18.7	22.0	0%	
				歯科口腔保健の推進に関する法律第10条				18.7	算定中	—		
			R3-5	○	—	—	R5:何でもかめる人の割合の増加(H30KDB基準)(%)	81.3				
	○	14	長崎県口腔保健推進事業	3,442	2,334	779	県関係各課をはじめ保健所、市町、歯科保健関係者等と連携し歯科保健対策を推進する行政機能の強化として長崎県口腔保健支援センターを設置。 コロナ禍に入り、口腔ケア指導は感染リスクの高い障害者を対象とする事業であることから、令和3年度から発達障害児への対応や摂食嚥下に関する相談支援ができる歯科専門家の育成を目的に「発達期における摂食嚥下機能障害サポート指導者育成事業」を県歯科医師会に委託した。令和3年度の児童発達支援センター及び障害児通所支援事業所への調査結果をもとに、令和4年度は歯科医師に対し、特に発達障害児への歯科診療に関する研修を実施した。	【活動指標】 R3:児童発達支援センター及び障害児通所支援事業所へのアンケートの回収率(%)	100	95	95%	●事業の成果 ・本事業においては、歯科保健に関する総合窓口となる行政機能(長崎県口腔保健支援センター)を設置し、県の歯科専門職による市町への相談対応を行い、特に歯科専門職のいない市町への技術支援に寄与している。 ・「発達期における摂食嚥下機能障害サポート指導者育成事業」において、児童発達支援センター及び障害児通所支援事業所、特別支援学校へのアンケート調査から発達障害児等のニーズの考察を行った。ニーズの考察結果を参考にR4の研修カリキュラムを作成し、発達障害児への対応や摂食嚥下に関する相談支援ができる歯科専門家(県内歯科医師)の育成を目指していく。
				4,086	3,011	765		R4-:R3年度アンケートに基づく研修カリキュラム及び教材の作成	カリキュラム・教材作成	作成	100%	
				3,772	2,645	772		カリキュラム・教材作成				
				歯科口腔保健の推進に関する法律第3条第2項、第7条				【成果指標】 R3:児童発達支援センター及び障害児通所支援事業所の調査・分析報告書の作成	報告書作成	作成	100%	
			H26-				R4-:研修受講者の理解度(%)	80	94.5	118%		
			国保・健康増進課	○	—	—	市町関係者・歯科専門職	80				
	○	15	第2次長崎県歯・口腔の健康づくり推進事業	1,051	1,051	2,337	県及び保健所圏域毎に関係機関と連携を図るための協議会を設置・開催した。歯なまるスマイルプランⅡをもとに、県全域及び各保健所圏域毎の各ライフステージにおける対策の進捗の確認や今後の課題の検討など、地域特性に応じた歯科保健施策の充実を図った。	【活動指標】	11	9	81%	●事業の成果 ・当初本事業は令和4年度を最終年度としており、令和4年度に次期歯科保健計画策定のため活動指標である協議会回数が平年より多い14回を目標としていたが、計画を1年延長したため、平年並の開催とした。
				1,089	1,089	3,061		協議会の開催(回)	14	10	71%	
				2,006	2,006	6,173		【成果指標】	17	20	117%	
				歯科口腔保健の推進に関する法律第3条第2項、第7条				若い世代(20~39歳)を対象とした歯科疾患対策事業の導入市町数(市町)	19	算定中	—	
H30-R5												
国保・健康増進課			○	—	—	歯科保健関係機関・保健福祉関係者・県民	21					

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

<p>i 県民運動の展開による県民が健康づくりに取り組みやすい環境づくり</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>・「健康状態の管理や生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合」は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、R4は減少したが、経年でみるとほぼ横ばいの状況。世代別にみると、60代以上は高いものの、特に20代から50代が低迷しており、働き盛り世代への対策が特に必要である。また健康状態の管理や生活習慣の改善に取り組まない理由として、「面倒だから」の回答が最も多いため、気軽に誰でも楽しく健康づくりに取り組める仕組みづくりも必要である。</p> <p>・また、健康づくりの取組推進には、県民の皆様が健康づくりに取り組みやすい環境整備や県民の皆様が実際に行動する場所での周知啓発が重要であり、個人に対する取組はもちろんのこと、市町や地域、事業所等が連携して施策を展開することが必要である。</p> <p>・H25: 60.7%→H26: 57.1%→H27: 61.5%→H28: 62.3%→H29: 66.2%→H30: 62.6%→R1: 63.5%→R2: 62.8%→R3: 64.0%→R4: 60.1%</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>・働き盛り世代を含む、無関心層への健康づくり意識の向上を図るため、誰もが気軽に取り組むことができる環境づくりの一貫として「ながさき健康づくりアプリ」をR5.2月にリリースした。健康づくりの意識の向上を図るためには、より多くの県民の皆様がダウンロードしていただく必要があることから、効果的な周知広報やアプリユーザーに飽きがかささない工夫をしていく。</p> <p>・健康づくり意識の向上には、意識の啓発も重要であることから、様々な機会を通してインパクトのあるテレビCMや新聞広告等により健康課題や健康づくりにかかる情報の発信強化を図っていく。</p>
<p>ii 働き盛り世代の健康づくりを促進するための事業所における健康経営の推進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>・「健康経営」にかかる本県の認知度は令和元年に協会けんぽが実施した調査によると8.5%（全国9.7%）と低く、働き盛り世代の健康づくりを促進するために、経営者層にまずは「健康経営」を認知していただく必要がある。</p> <p>※健康経営・・・従業員の健康を会社の財産ととらえ、会社の成長のために従業員の健康づくりに会社が積極的・戦略的に取り組むこと</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>・「健康経営」の認知度向上に向け、協会けんぽとの共同により、様々な媒体を活用し、PRをしていく。</p> <p>・ながさきヘルシーアワードにより健康づくりに取り組む事業所の優良事例を表彰し、県内事業所への横展開を図っていく。</p>
<p>iii メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健診の受診者を増やす取組</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>・本県の特定健診受診率は年々上昇してきているものの全国順位は低位のままである。(令和3年度受診率は48.8%と前年度比プラス2.7ポイントとなっているが、全国の56.2%より低く全国順位は46位)</p> <p>・市町国保においては受診しやすい環境づくりとして、夜間・休日の実施や隣接市町の医療機関でも受診可能とするなど環境整備を推進している。</p> <p>・市町国保の場合は特定健診未受診者の約半数は治療中であり医療機関との連携が重要であり、かかりつけ医に対する取組を強化する必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>・特定健診未受診者への受診勧奨のタイミングやナッジ理論※を取り入れたメッセージの送り分けにICTを活用し、受診率向上を支援する事業への参加市町の拡大を促進。(R4:15市町→R5:17市町)</p> <p>※ナッジ理論・・・行動経済学での様々な理論を応用して無意識に良い選択(行動変容)を促すアプローチ手法</p> <p>・県内関係団体で構成する長崎県特定健診推進会議等において、受診率等のデータを分析した情報を共有し受診勧奨等を実施する年齢層を絞るなど医師会や関係団体とも連携し、県全体で効率的に実施していく。</p> <p>・かかりつけ医に受診勧奨チラシの配布などの協力依頼を行う。</p>
<p>iv 健康的な生活習慣(食生活など)の確立及び個人の健康づくりを支える食環境等の改善</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>・令和3年度長崎県健康・栄養調査結果では、長崎県民の野菜摂取量は平均234.4gと目標である350gより約100g不足しており、特に20～60歳の働き盛り世代では摂取量が少ない傾向にある。</p> <p>・高血圧患者数は696人(人口10万対、全国ワースト2位、令和2年患者調査)、糖尿病患者数は230人(人口10万対、全国ワースト4位、令和2年患者調査)である。</p> <p>・野菜摂取や減塩を意識してもらう機会として飲食店やスーパーでのキャンペーンやレシピの開発等を行ったが、多くの県民に情報を届けられるよう、引き続き周知啓発を強化していく必要がある。</p> <p>・コホート研究事業については調査対象者は高齢者が多くオンラインより集合説明会が参加しやすいと考えたが、ワクチン接種及び市事業で昨年度より更に会場確保が困難だった。また、新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大があり、採血調査への協力が得られず、調査協力率を上げるため、市と協力した情報提供の方法の検討が必要である。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>・特に働き盛り世代を中心とした啓発活動が必要であるため、社員食堂や飲食店、直売所、スーパーなどの協力のもと、食環境の整備を進めていく。</p> <p>・県内各地で県民との対面による活動がされている食生活改善推進協議会の協力のもと、食生活に関する現状についての周知や技術の伝達等を行っていく。</p> <p>・コホート研究事業については、市の既存事業も活用し、対象者の研究への理解を深めるため、研究結果情報を提供する。併せて、次年度へ向けた調査員確保を行い、R6年度からの10年後追跡調査の協力率の向上を図る。</p>

v 成人の歯周病予防のための歯科保健指導の充実や子どものむし歯予防のためのフッ化物洗口などの促進

●実績の検証及び解決すべき課題

・保健所毎に設置した地域歯科保健推進協議会を活用して関係者間の連携体制を構築し、情報共有などは図られているが、市町における歯科保健施策を推進する歯科専門職の配置が困難である中、地域の人材の協力により実施しており、人材の育成確保が課題である。
 ・令和2年度までに県内のフッ化物洗口の実施への取組は進み、特に小学校では平成29年度に100%の実施率を達成し、令和2年度には公立中学校1校未実施があるもののほぼ達成した。今後も市町に対して継続を推進していく必要がある。
 ・令和2年度に改正した、「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」に基づき、引き続き施策を推進していく必要がある。
 ・コロナ禍で中止しているところの把握が十分できていないため、実態を各圏域・市町の協議会等で把握していく必要がある。

●課題解決に向けた方向性

・長崎県口腔保健支援センターによる関係先への指導・助言などの技術支援を通して、各市町に対しては、国の補助事業の活用も促し、歯科保健対策を推進する人材の育成・確保に取り組んでいく。
 ・フッ化物洗口が市町で継続的に実施ができるようデータの収集によるむし歯予防の効果の検証や相談・助言を行っていく。
 ・オーラルフレイル対策などの成人期から高齢期の歯科保健対策やこどものむし歯予防を引き続き推進し、健全な育成に寄与し、県で推進している健康長寿に向けた施策の一環として、今後、県歯科医師会等関係者とも協議しながら具体的に取り組んでいく。

4. 令和5年度見直し内容及び令和6年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名		令和5年度事業の実施にあたり見直し内容 ※令和5年度の新たな取組は「R5新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和6年度事業の実施に向けた方向性		
			事業期間	事業構築の視点		見直しの方向		見直し区分
			所管課(室)名			見直しの方向		
取組項目 ii	○	2	長崎健康革命プロジェクト事業費	R4-6	「ながさき健康づくりアプリ」を、県民の皆様により親しみを持って活用していただくため、愛称を募集するとともに、働き盛り世代へのダウンロード促進を目的に企業登録機能を活用した企業対抗歩数競争を秋に実施することとした。 スーパーと連携した減塩・野菜摂取の取組については、今後、より多くの県民に減塩・野菜摂取促進を促していくため、連携するスーパーの事業者をさらに増やすように務めた。	①②⑤⑥	「長崎健康革命」の4つの柱である「運動」「食事」「禁煙」「健診」についての新たな取組を検討していく。 より多くの県民の健康づくり意識の向上に向け、「歩こーで！（ながさき健康づくりアプリ）」のダウンロード者を増加させるため、ユーザーアンケートの結果などを参考に、使いやすさや飽きのこない仕組みなど機能の拡充を検討していく。 「食事」についても、より県民に意識していただくため、スーパー等の流通や食品メーカーと連携した取組の強化を検討する。	拡充
取組項目 iii	○	4	長崎県国保ヘルスアップ支援事業	H24-	データ活用により予防・健康づくりの質の向上を図るため、疫学分析の経年分析と令和5年度に策定する市町のデータヘルス計画及び県の医療費適正化計画に使用する医療費見込み等のデータ分析を行う。 市町が行う保健指導の人材育成や支援のために、「薬剤師による市町支援事業」や「向精神薬重複処方者への指導事業」等を行っている。	①②⑤	令和2年度から、自治体における予防・健康づくりを強力に後押しするため、国の保険者努力支援制度が抜本的に拡充されたことにより、予算額(実績額)が大幅に増加しており、交付上限額まで予算を確保し活用を図っていく必要がある。 市町における人材不足や、データを活用した事業の企画・立案のノウハウ不足といった課題を解消し、市町が実施する保健事業への支援の充実・促進を図るため、引き続き、予防・健康づくりに関する事業を効率的・効果的に実施していく。 また、新たな取組みとして、市町が行う保健事業の効果検証を行う事業や医療費適正化を図るための効果的な事業など検討する。	改善

取組項目iv	○	5	健康ながさき21推進事業(生活習慣病対策事業)	令和4年度までは、月々の放送内容を直前に検討していたが、令和5年度以降は、より時期に適した内容を放送し、放送内容を充実させるため、年度初めに年間放送計画を立てることとした。	②	生活習慣病予防や健康づくりに関する情報発信を、長崎県医師会と連携しながら、県民のニーズに沿った企画や見やすい構成をするなど更なる放送内容の充実を図り、安定した視聴率がとれる番組制作に努める。 R6は長崎健康革命プロジェクトに統合し、効果的かつ効率的な事業の推進を検討する。	統合
			H13-R5				
			国保・健康増進課				
		6	健康ながさき21推進事業(たばこ・飲酒・こころの健康づくり対策事業)	「はじめる！長崎健康革命」の4つの柱の1つのはたばこ対策では、県庁舎をはじめとした県所管の第一種施設での敷地内禁煙を実施。また、20歳未満にむけてたばこの害を周知するためのチラシの配布を行う。また、保健所では、20歳未満の者に吸わせない取組や職域を通じてたばこの害を周知していく取組を実施する。	②	「はじめる！長崎健康革命」のもと健康づくり施策のうち、たばこ対策に重点を置く。たばこは喫煙開始年齢が早いほど健康被害が大きく、一度吸い始めると止められない依存性や有害性が高いものであることから、20歳未満向けの対策や直近の調査で悪化傾向となった女性の対策を検討する。飲酒対策については、特に女性や20歳未満のものをターゲットに健康被害についての啓発を行っていく。こころの健康づくり対策については、各保健所の担当者と連携し、さらにイベント等を活用した啓発活動を充実させていく。	改善
			H13-R5				
			国保・健康増進課				
		7	健康ながさき21推進事業(栄養食生活・運動対策事業)	健康づくり応援の店やスーパーを活用したキャンペーン等の他、企業との協働により啓発の機会を増やすようにした。配布資料の見直しにより、より効果的な媒体作成に努めた。	②	R5に策定する「健康ながさき21(第3次)」の推進に向け、特に野菜摂取量の増加と減塩について、健康づくり応援の店やスーパーのほかコンビニや企業との連携も含めて、より効果的な事業展開につなげられるよう事業内容の見直しを検討。 R6は一部事業を長崎健康革命プロジェクトに統合し、効果的かつ効率的な事業の推進を検討する。	縮小
			H13-R5				
			国保・健康増進課				
		8	健康ながさき21推進事業(計画推進・連携事業)	働き盛り世代に対する健康づくりのアプローチとして、職域での取組が大変重要となることから、県協議会において、健康ながさき21推進会議構成団体のうち、職域関連団体の健康づくりの取組の情報共有を行う。また、保健所協議会では、特定健診の受診率向上と健康経営に取り組む事業所数の増加に向けた取組を実施する。	②	R5に策定する「健康ながさき21(第3次)」(R6年度からの次期長崎健康増進計画)の推進にむけ、健康づくりの取組が全ての関係団体に浸透するように、健康ながさき21推進会議や地域・職域連携推進協議会(県協議会、保健所協議会)を通じ、情報共有を行っていくとともに事業内容の見直しを検討。	改善
			H13-R5				
	国保・健康増進課						
	9	健康増進事業	—	—	健康教育・健康相談を必要とする人が参加できる環境整備を市町と連携し進めていく。 なお、本事業は健康増進法第17条第1項及び第19条の2により市町が行う事業を対象とし、国が定める補助金要綱に基づき実施しており、本事業の継続により、市町の健康増進の取組を支援していく必要がある。	現状維持	
		H20-					
		国保・健康増進課					
	10	栄養管理事業(専門職研修)	食生活改善推進員の研修では、理事会と研修会について活動に活用しやすく食生活の課題を改善できるような研修内容とし各地域の会員どうしのモチベーションアップにつなげるようにし、いずれもできる限り集合ができるような開催時期・方法とした。	②	食生活改善推進協議会理事会や保健所・市町の管理栄養士等と検討しながら、より一層ボランティア活動としてのやりがいを感じながら栄養・食生活改善の活動ができるよう支援する。	改善	
		H13-					
		国保・健康増進課					
	11	受動喫煙対策促進事業	令和5年4月1日から、地方機関を含む県庁舎の敷地内禁煙を実施したことにより、保健所と連携して各市町へ所管する公共施設での敷地内禁煙の実施を呼びかける。また、相談事案については、長崎市、佐世保市保健所を含め、情報共有を図ることで、相談事案が寄せられた際の対応を県内で統一したものになるように努める。また、保健所ではスワンスワンデーに合わせた情報誌の内容充実や職場・飲食店での受動喫煙防止に取り組む。	②	R6年度開始の次期健康増進計画に基づき、望まない受動喫煙の機会の減少に向け、保健所と連携し、市町の公共施設での敷地内禁煙実施に向けた取組への支援や県民の理解を深めるための周知啓発を強化していく。	改善	
		R元-					
		国保・健康増進課					

取組項目 V	○	13	健康長寿のための口腔機能維持増進事業	令和2年度に改正した長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例の基本的な施策に基づき、関係機関と効果的な取組を検討した。なかでも、令和3年度から実施している各委託事業については終期を迎えることから、一定の効果が示せるよう、事業内容の軌道修正・精査を実施した。	①	令和6年度以降は、令和2年度に改正した長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例の基本的な施策と令和6年度から実施する歯科保健計画(第3次)に基づき、歯科口腔保健に従事する人材の育成・確保のための研修、国民皆歯科健診やオーラルフレイル対策を中心とした啓発、関連する調査研究など、ライフコースに即した口腔機能の維持増進に関した効果的な取組を関係機関と検討しながら、新たな事業として実行していく。	終了	
			R3-5					
			国保・健康増進課					
			14	長崎県口腔保健推進事業	歯科専門職による相談体制の継続に加え、コロナ禍において難しくなっていた市町等への専門職や長崎県歯・口腔の健康づくり推進アドバイザーの派遣回数を増やすなど、長崎県口腔保健支援センターの活動を改善し、実施していく。	②③	長崎県口腔保健支援センターの活動として、市町へのフッ化物洗口指導や他課と連携した障害者口腔ケア研修会(障害福祉サービス事業所職員を対象)の実施を検討し、ライフコースに即した口腔機能の維持増進に関する企画支援、歯科専門職による相談体制や派遣など新たな事業を検討していく。	廃止
			H26-					
			国保・健康増進課					
			15	第2次長崎県歯・口腔の健康づくり推進事業	歯科保健計画「歯なまるスマイルプランⅡ」を国の計画延長に伴い令和5年度まで延長したため、それに合わせて令和5年度まで継続した。 令和5年に国が告示予定の「歯科保健の推進に関する基本的事項」に沿って、次期歯科保健計画を策定する。	⑩	歯科保健計画「歯なまるスマイルプランⅡ」と連動する当事業は令和5年度で終了とする。令和6年度以降も、引き続き歯科保健の推進のため、関係機関と連携協議を行うとともに、長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例に規定された基本的な施策についての方針を関係者間で共通認識し、理解醸成に努めるため、次期歯科保健計画の推進に向け、新たな事業の中で事業内容の見直しを検討していく。	改善
			H30-R5					
			国保・健康増進課					

注:「2. 令和4年度取組実績」に記載している事業のうち、令和4年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要があるか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点